

ひがしかぐら花のまちづくりサポート事業

1. 活動に参加するときは

① 活動団体をつくろう

まず、2名以上のグループ・団体をつくる必要があります。

町をきれいにすることだけが目的ではなく、活動を通じてコミュニケーションをとる機会が増えることにより住民同士のつながりができるといったことを期待していることから、個人ではなく、2名以上のグループ・団体としています。

②活動場所・活動回数などを決めよう

どこで活動するかを話し合って決めましょう。

また、どれくらいの頻度で活動できるかを考える必要もあります。

質問や疑問点などがありましたら、建設水道課花のまちづくり推進室にご相談ください。

③申し込みをしましょう

具体的な活動場所、内容が決まりましたら、申し込みをします。

申し込みは窓口に出すほか、FAX・メールでも構いません。

窓口 建設水道課 花のまちづくり推進室

電話 0166-83-5412

FAX 0166-83-5100

E-mail kensetsu1@town.higashikagura.lg.jp

【申し込み】 活動届(様式1)と参加者名簿(様式2)を町に提出します

【協議】 活動区域、活動内容を町と協議します

【合意書の締結】 活動団体と町の間で、合意書(様式3)を取り交わします

活動実施

【活動を継続する場合】
・活動実績報告書(様式4)
・参加者名簿(様式2)
2月末日までに町に提出

【活動をやめる場合】
・活動実績報告書(様式4)
・活動辞退届(様式5)
2月末日までに町に提出

2. 町の支援について

①ボランティア保険への加入

安心して活動していただけるように、全国社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入します。

なお、PTA、自治会、町内会、老人クラブ、子供会などボランティア活動以外の目的でつくられた団体の活動は対象になりませんので、上記団体での申し込みの場合は、ボランティア保険の加入はできません。

②ゴミ袋及びゴミ処理券の支給

環境美化活動に必要なゴミ袋及びゴミ処理券を支給します。

③町営育苗センターの花苗の提供

育苗センターでは、パンジー・ビオラ・マリーゴールドなどの1年草や宿根草を育てていますので、公共花壇などに花を植栽する計画がある場合は花苗を提供します。

なお、数に限りがありますので、ご希望に添えない場合がありますがご了承ください。

④活動団体の看板の掲示

希望する活動団体については、活動団体名を記載した看板を町が設置します。

3. その他

①活動回数は、継続して実施することを基本とし、各自の活動できる範囲でお願いします。

②刈り払い機を使用するなどの危険が伴う作業については、原則許可しないこととします。

③申し込み後、変更事項(活動場所、活動内容、参加者名簿)がありましたら、速やかに建設水道課花のまちづくり推進室へご連絡ください。